



平成26年8月17日
内閣府（防災担当）

平成26年8月15日からの大雨に係る
災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成26年8月15日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、京都府及び兵庫県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【京都府】 福知山市（ふくちやまし） 【兵庫県】 丹波市（たんばし）	8月17日	平成26年8月15日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、大橋、鈴木
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）